

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（３件）……………（総務業務センター）	47
○特定調達契約に係る落札者等の公示（２件）……………（情報政策課）	48
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業支援課）	49
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）	49
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	50
○土地改良事業の工事の完了の届出……………（農業施設管理課）	50
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	50
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	50
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	51
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	51
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	51
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	51
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	52
○道路の供用の開始……………（道路課）	52
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………（河川課）	53
○河川区域の指定の一部改正……………（河川課）	53
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災害課）	53
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課）	53
道立衛生研究所告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	53

告 示
北海道告示第283号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成20年４月25日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 複写機等の賃貸借その１
 - ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。以下同じ。）32台分に係る１か月当たりの単価及び１枚当たりの単価
 - イ 調達台数及び調達予定枚数
32台及び１か月当たり747,000枚（32台分の調達予定枚数）
- (2) 複写機等の賃貸借その２
 - ア 複写機等の賃貸借 5台分に係る１か月当たりの単価及び１枚当たりの単価
 - イ 調達台数及び調達予定枚数
5台及び１か月当たり20,000枚（5台分の調達予定枚数）
- 2 落札を決定した日
平成20年４月３日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 複写機等の賃貸借その１
 - ア 氏 名 大丸藤井株式会社
 - イ 住 所 札幌市中央区南１条西３丁目２番地
 - (2) 複写機等の賃貸借その２
 - ア 氏 名 コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社
 - イ 住 所 東京都中央区日本橋本町１丁目５番４号
- 4 落札金額
 - (1) 複写機等の賃貸借その１

基本料金	一式	0円
複写料金	１枚当たり	72銭
 - (2) 複写機等の賃貸借その２

基本料金	一式	10,000円
複写料金	１枚当たり	2円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成20年２月19日付け北海道告示第95号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
 - (2) 所在地 札幌市中央区北３条西７丁目

北海道告示第284号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 2台
- 2 落札を決定した日
平成20年4月3日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 大丸藤井株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 4 落札金額
279,300円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成20年3月4日付け北海道告示第130号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第285号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量（1台1月当たりの単価）
(1) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 5台
(2) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 16台
- 2 落札を決定した日
平成20年4月3日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) ア 氏 名 富士通リース株式会社
イ 住 所 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号
(2) ア 氏 名 富士通リース株式会社
イ 住 所 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号
- 4 落札金額
(1) 2,835円

(2) 2,142円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成20年3月4日付け北海道告示第129号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第286号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成20年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子調達サービス利用契約 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成20年3月31日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HARP
(2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1番2号
- 4 随意契約に係る契約金額
89,208,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道企画振興部科学IT振興局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第287号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成20年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
北海道電子自治体共同システム運用保守業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成20年3月31日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HARP
(2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1番2号
- 4 随意契約に係る契約金額
275,625,000円(うち北海道契約額 52,355,162円)
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道企画振興部科学IT振興局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第288号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成20年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

江別土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成20.4.1	理 事	小 西 辰 雄	江別市豊幌676番地
同	同	同	佐 藤 宣 夫	同 豊幌78番地
同	同	同	丸 山 厚	同 江別太155番地
同	同	同	植 松 義 則	同 東野幌720番地の34
同	同	同	渡 部 正 廣	同 東野幌731番地の17
同	同	同	河 野 紀 史	同 篠津432番地の1
同	同	監 事	岩 崎 好 勝	同 豊幌796番地の31
同	同	同	田 中 浩 一	同 中島15番地の4
退 任	同 20.3.31	理 事	小 西 辰 雄	同 豊幌676番地
同	同	同	岩 崎 好 勝	同 豊幌796番地の31

同	同	同	細 田 元	同	江別太273番地
同	同	同	植 松 義 則	同	同 東野幌720番地の34
同	同	同	渡 部 正 廣	同	同 東野幌731番地の17
同	同	同	河 野 紀 史	同	同 篠津432番地の1
同	同	監 事	川 合 俊 久	同	同 豊幌229番地
同	同	同	岩 田 勝	同	同 西野幌341番地

共和土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
退 任	平成20.3.31	理 事	前 佛 定 一	同 岩内郡共和町宮丘1724番地

遠別土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成20.4.7	理 事	熊 田 正 之	同 天塩郡遠別町字久光1058番地
同	同	同	大 西 克 博	同 字東野336番地
同	同	同	泊 和 幸	同 字幸和712番地
同	同	同	坂 川 光 夫	同 字幸和870番地
同	同	同	小 森 睦 夫	同 字久光961番地
同	同	同	長 田 勉	同 字久光687番地の2
同	同	同	酒 井 嗣 男	同 字中央285番地
同	同	同	塚 原 優	同 字共栄244番地
同	同	同	山 口 勝 明	同 字共栄181番地
同	同	監 事	泊 幸 則	同 字久光1309番地
同	同	同	竹之内 喜 見	同 字中央190番地
退 任	同 20.4.6	理 事	熊 田 正 之	同 字久光1058番地
同	同	同	大 原 保 夫	同 字久光632番地の15
同	同	同	泊 和 幸	同 字幸和712番地
同	同	同	坂 川 光 夫	同 字幸和870番地
同	同	同	小 森 睦 夫	同 字久光961番地
同	同	同	酒 井 嗣 男	同 字中央285番地
同	同	同	斉 藤 英 男	同 字共栄90番地
同	同	同	門 野 時 正	同 字共栄713番地
同	同	同	大 西 克 博	同 字東野336番地
同	同	監 事	泊 幸 則	同 字久光1309番地
同	同	同	竹之内 喜 見	同 字中央190番地

北海道告示第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区
の定款の変更を認可した。

平成20年 4 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成20 . 4 .15	網走川土地改良区
同	沙流土地改良区
同	静内町土地改良区
同	音更町土地改良区
同	清水町土地改良区
同 20 . 4 .16	下川土地改良区
同	遠別土地改良区
同 20 . 4 .17	蘭越土地改良区
同	共和土地改良区

北海道告示第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、次の地区について
道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成20年 5 月 1 日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第 6 項において準用する同法第87条第 6 項の規定に
基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすること
ができる。

また、同法第87条の 3 第 6 項において準用する同法第87条第 7 項の規定による決定に不服
がある者は、同法第87条の 3 第 6 項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北
海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に当該決定の
取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 4 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
斜里越川	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗きょ排水、土層改良）	北海道網走支庁
訓子府東部	同（農業用排水施設、区画整理、農用 地造成、暗きょ排水、土層改良、農地保全）	同

北海道告示第291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により、初山別村の行う土

地改良（有明地区農村総合整備（農道））事業の工事を平成18年 7 月27日に完了した旨の届
出があった。

平成20年 4 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第292号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指
定する予定である。

平成20年 4 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 石狩市浜益区千代志別720の 3、721の 3、721の 4
- 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道石狩支庁産業振興部林務課及び石狩
市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第293号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指
定する。

平成20年 4 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林の所在場所 目梨郡羅臼町共栄町38の 1・38の15（以上 2 筆について次の図
に示す部分に限る。）
- 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第294号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------|-----------------------|
| 1 | 解除予定保安林の所在場所 | 標津郡中標津町字西竹859の4、860の6 |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| 3 | 解除の理由 | 道路用地とするため |

北海道告示第295号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | | |
|------|---------------|---|
| 1(1) | 解除に係る保安林の所在場所 | 河東郡鹿追町瓜幕西25線25の25・25の26・26の11・26の13（以上4筆について次の図に示す部分に限る。） |
| (2) | 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| (3) | 解除の理由 | 道路用地とするため |
| 2(1) | 解除に係る保安林の所在場所 | 中川郡幕別町忠類幌内112の2・114の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） |
| (2) | 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| (3) | 解除の理由 | 道路用地とするため |

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第296号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | | |
|------|---------------|---|
| 1(1) | 解除予定保安林の所在場所 | 標津郡標津町（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| (2) | 保安林として指定された目的 | 水源のかん養 |
| (3) | 解除の理由 | 放送設備用地とするため |
| 2(1) | 解除予定保安林の所在場所 | 白糠郡白糠町（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| (2) | 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| (3) | 解除の理由 | 道路用地とするため |
| 3(1) | 解除予定保安林の所在場所 | 上川郡鷹栖町3037の30・4749の7・4749の8・4749の22・4749の28・5673の1・5674（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、4749の25 |
| (2) | 保安林として指定された目的 | 水源のかん養 |
| (3) | 解除の理由 | 道路用地とするため |
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第297号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | | |
|------|----------------------|----------------------|
| 1(1) | 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 | 松前郡福島町（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) | 保安林として指定された目的 | 水源のかん養 |
| (3) | 変更後の指定施業要件 | |
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
福島町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- | | | |
|------------|----------------------|----------------------------------|
| イ 立木の伐採の限度 | 次のとおりとする。 | |
| 2(1) | 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 | 松前郡松前町・福島町（以上2町について次の図に示す部分に限る。） |
| (2) | 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |

- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 中川郡豊頃町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに稚内市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）
-
- 北海道告示第298号**
- 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を北竜町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成20年農林水産省告示第547号のとおりである。
- 平成20年4月25日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 所在が不分明な者
- | | |
|-------------------------------------|-------|
| 雨竜郡北竜町字恵岱別64の1所在の森林について所有権を有する | 一ノ瀬 弘 |
| 雨竜郡北竜町字恵岱別64の2所在の森林について所有権を有する | 野口 友太 |
| 雨竜郡北竜町字恵岱別61の1、62の3所在の森林について所有権を有する | 本多 春義 |
| 雨竜郡北竜町字恵岱別65の1、65の2所在の森林について所有権を有する | 田中ノリ子 |
-
- 北海道告示第299号**
- 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告

示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 岩内洞爺線 虻田郡二セコ町字中央通142番地先(河川敷地)から 平成20.4.25
虻田郡二セコ町字中央通17番地先まで

北海道告示第300号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河川の名 称 二級河川敷生川水系敷生川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成20年4月25日
- 3 廃川敷地等の位置 白老郡白老町竹浦858番地から
白老郡白老町竹浦860番地まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 11 209 92㎡

北海道告示第301号

昭和56年北海道告示第649号(河川区域の指定)の一部を次のように改正する。その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の2二級河川敷生川の項図面の欄中「第1号図の2」を「第1号図の3」に改める。

北海道告示第302号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成20年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号 名無川(Ⅰ-26-1180)
- 2 土砂災害警戒区域の表示 瀬棚郡今金町字今金(次の図のとおり)
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
(「次の図」は省略し、その図面を北海道函館土木現業所及び今金町役場に備え置いて縦

覧に供する。)

北海道告示第303号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成20年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
今金今金3(Ⅰ-2-599-1637)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字今金(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上ノ国小砂子(Ⅰ-2-360-1398)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡上ノ国町字小砂子(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を北海道函館土木現業所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。)

道立衛生研究所告示

北海道立衛生研究所告示第16号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年4月25日

北海道立衛生研究所長 長 井 忠 則

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
重油（ＪＩＳ１種１号）１リットル当たりの単価 １,100,000 円
- 2 落札を決定した日
平成20年 3月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 新北光石油株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区南 4 条東 2 丁目
- 4 落札金額
82円90銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の告示
平成20年 2月15日付け北海道立衛生研究所告示第 1 号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務課
(2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目